

日バングラデシュ経済連携協定（EPA） ～大筋合意・署名を受けて～

令和8年10月

経済産業省 通商政策局
国際経済部 経済連携課

【お問い合わせ先】
経済産業省 通商政策局 国際経済部 経済連携課
電話番号：03-3501-1595

日バングラデシュEPA締結の背景

- バングラデシュは人口1.7億人を有し、近年著しい成長を遂げる親日国。
- 約330社の日系企業が進出しており、繊維業界をはじめ、EPA締結に向けた産業界の期待が大きい。

意義

◆ アジアに残された最後の一角、ラストフロンティア

- ✓ 中印ASEANに囲まれた戦略的要衝であり、魅力的な成長市場。
- ✓ 一方で、日本企業のプレゼンスは他国に劣後。
(バングラデシュにとって日本は輸出先11位、輸入先9位、対内直接投資13位)
- ✓ 日本はバングラデシュ最大の二国間援助供与国で、日本（政府）のプレゼンスは極めて高い。
これをレバレッジとして円滑なビジネス環境のための法的基盤を整備。

◆ 伝統的親日国、バングラデシュにとって初のEPA

- ✓ バングラデシュは伝統的な親日国。2023年4月、両国関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げ。
バングラデシュにとって本協定は初の経済連携協定（EPA）。
- ✓ 日本にとって後発開発途上国（LDC）との最初の二国間EPAであり、今後のグローバルサウスとの通商交渉の拡大、ルールに基づく自由で公正な経済秩序の実現、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の観点からも有益。

日バングラデシュEPAのスケジュール

- ・ バングラデシュのLDC卒業を見据え、2026年2月にバングラデシュ暫定政権との間でEPA署名。

年月	日バングラEPA交渉	(参考) バングラLDC卒業
2021年11月		国連総会でLDC卒業決議案を採択（移行期間は5年）
2022年12月	共同研究立ち上げで一致	
2023年4～9月	3度の共同研究会合を実施	
2023年12月	共同研究報告書公表（EPA交渉開始を提言）	
2024年3月	交渉開始を決定	
2024年5月～2025年9月	7回の交渉会合を実施（その後、実務協議継続）	
2025年12月	大筋合意を発表	
2026年2月	署名（2月6日）	総選挙（2月12日）
2026年11月		LDC卒業予定（11月24日）（※）
	両国の国内手続きを経て発効	LDC特惠関税措置の適用外となるまでの期間を1年以内から3年以内に延長する制度改革を実施済。

（※）総選挙後、バングラデシュ政府は国連開発政策委員会に対して、LDC卒業準備期間を3年間延長することを要請。

日バングラデシュEPAの成果①市場アクセス

- 双方で関税撤廃が進展。バングラデシュは高関税品を含めて関税撤廃。
- 日本は繊維製品を即時撤廃（現行の無税維持）。

日本からバングラデシュへの輸出

関税撤廃率：83%※

【工業製品】

即時～最長18年で関税撤廃

- 鉄鋼（熱延鋼板：12年、冷延鋼板：12年、18年）
- 乗用車（完成車）：将来に亘り他国に劣後しない特惠待遇を確保
- 自動車CKD：15年
- 自動車部品：10年
- エンジン：多くの品目で即時～15年
- タイヤ：多くの品目で15年
- 繊維（綿織物：多くの品目で15年、合成繊維織物：多くの品目で18年）
- 集積回路：5～18年
- 電子部品：多くの品目で8～18年
- 医療機器：多くの品目で即時～15年
- 一般機械：約8割の品目で即時撤廃（例：織機等）

【農林水産品】

- 和牛肉、水産物（ぶり、たい、ほたて）、果実（りんご、ぶどう等）、緑茶、醤油等：即時～18年

バングラデシュから日本への輸入

関税撤廃率：91%※

【工業製品】

即時～最長10年で関税撤廃

- 繊維製品：即時（現行の無税維持）
- 皮革・履物：EPA発効後に再協議

【農林水産品】

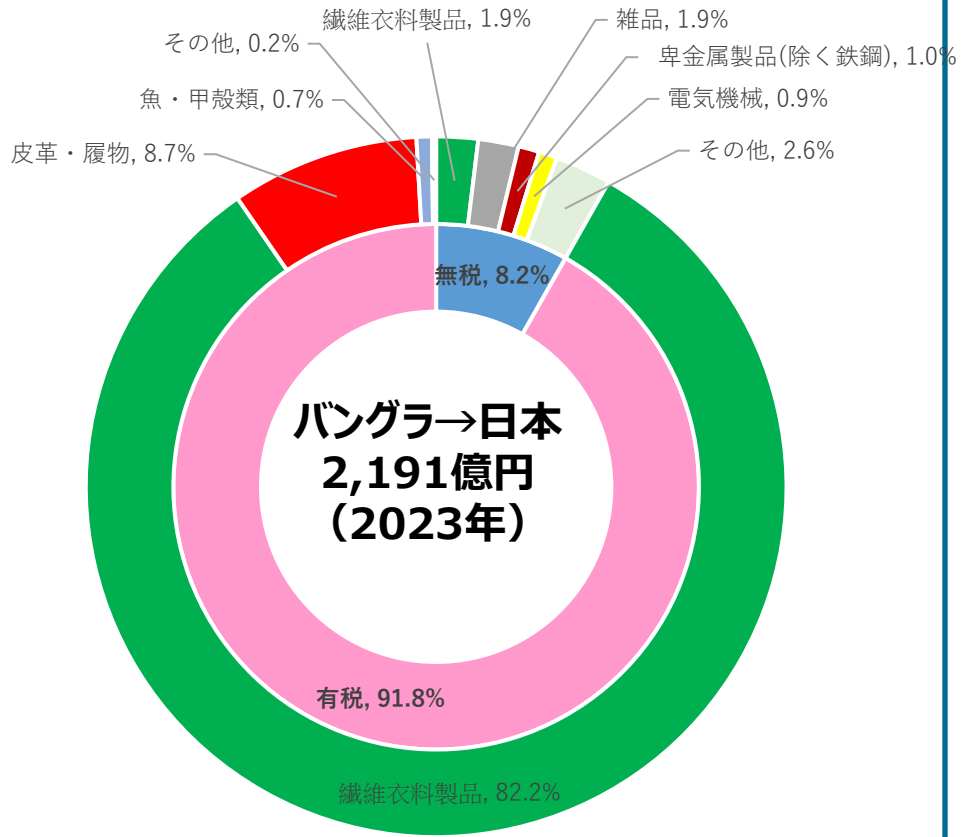
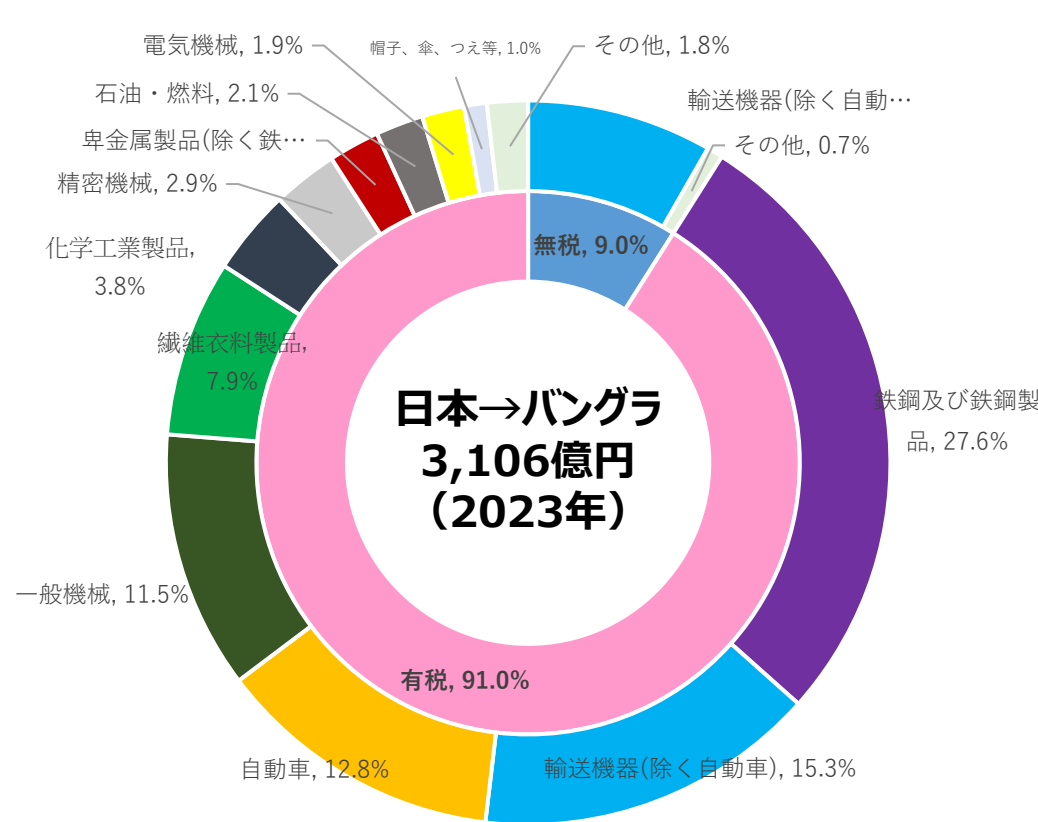
- えび、かに、紅茶、香辛料：即時（現行の無税維持）
- 米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要品目は除外

※関税撤廃率は2022年と2023年の平均輸入額を基に算出。

日本とバングラデシュ間の貿易構造

- バングラデシュは鉄鋼や輸送機器などを輸入。日本は衣料品を中心に輸入。

日バングラデシュ間の貿易構造



※日本側の有税/無税はMFN税率によるもの（GSPやLDCを含まない）

【出所】2023年の輸入額を基に算出（左図はバングラデシュ中央銀行、右図は財務省貿易統計）。

日バングラデシュEPAの成果②サービス貿易、ルール分野

- バングラデシュはサービス分野の自由化を拡大。
- ルール整備によって、日本企業による円滑な活動、同国での事業展開に寄与。

サービス貿易

- バングラデシュは、コンピュータ関連サービス、建設・エンジニアリングサービス、運送サービス等を含め、WTOの分類に基づく約150のサービス分野のうち、約100の分野で自由化を約束。
- サービスの貿易に関する一般協定（GATS）における約束の水準（16分野のみ）から大きく改善。

ルール分野

ルール整備は日本企業による円滑な活動に寄与。

- **投資**：公正衡平待遇、投資参入後の特定措置の履行要求（技術移転要求等）の禁止等
- **電子商取引**：ソース・コードの移転及びアクセス要求の禁止等
- **税関手続**：通常貨物の通関48時間以内目標、汚職・腐敗防止のための倫理規定等
- **知的財産**：特許と商標の国際出願条約加入義務、当局に対する知財侵害物品の廃棄命令権限の付与等
- **政府調達**：調達市場アクセスを約束
- **補助金**：サービス補助金の通報義務、市場歪曲性の高い補助金の禁止等
- **国有企業**：商業的考慮、無差別待遇等

日 Bangladesh EPAの協定文・附属書

外務省ウェブサイト (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_bangladesh/pagew_000001_02402.html)

我が国の経済連携協定（EPA／FTA）等の取組

日・Bangladesh 経済連携協定（和文テキスト）

「経済上の連携に関する日本国とBangladesh人民共和国との間の協定」

令和8年3月3日

[英語版 \(English\)](#)

✕ ポスト

シェアする 0

メール

和文テキスト

- ▶ [協定本体 \(PDF\)](#) 
- ▶ [附属書一（第二章関係） 第二・四条の規定に関する表 \(PDF\)](#) 
- ▶ [附属書二（第三章関係） 品目別規則 \(PDF\)](#) 
- ▶ [附属書三（第三章関係） 必要的記載事項 \(PDF\)](#) 
- ▶ [附属書四（第七章関係） 金融サービス \(PDF\)](#) 
- ▶ [附属書五（第七章関係） 第七・五条の規定に関する特定の約束に係る表 \(PDF\)](#) 
- ▶ [附属書六（第七章関係） 第七・七条の規定に関する最恵国待遇の免除に係る表 \(PDF\)](#) 
- ▶ [附属書七（第八章関係） 自然人の移動に関する特定の約束に係る表 \(PDF\)](#) 
- ▶ [附属書八（十一章関係） 政府調達 \(PDF\)](#) 
- ▶ [附属書九（十二章関係） Bangladeshのための経過期間 \(PDF\)](#) 

関連リンク

- ▶ [日・Bangladesh 経済連携協定](#)